

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成18年6月16日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第42号所管分の審査	2
質疑（南野委員、三宅委員、野口委員）	
議案第48号、議案第49号の審査	17
議案第50号の審査	17
質疑（南野委員、三宅委員）	
議案第54号、議案第55号の審査	19
採決	19
閉会の宣告	19

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年6月16日(金) 午前10時 開会
午前11時31分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	森西正	委員	南野直司
委員	三好義治	委員	野口博	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	同室次長	中岡健二		
同室参事兼政策推進課長	有山泉				
同室参事兼人権室長兼人権推進課長	藤原堅太郎				
人事課長	山本和憲				
総務部長	奥村良夫	同部次長兼納税課長	葭中勉		
財政課長	堤守	市民税課長	寺本敏彦	同課参事	柳瀬順一
固定資産税課長	宮部善隆				
消防長	稲田晴彦	同本部次長兼総務課長	浜崎健児		

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第42号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第48号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第49号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第50号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第54号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
議案第55号 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で付託された議案についてご審査を賜るわけでございますが、どうぞご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は、一たん退席させていただきますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞ審査のほどよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付いたしております案のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第42号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 私の方から2点お聞かせいただきたいんですけども。

まず、1点目に8ページの歳入であります。款1、市税、市たばこ税でございますけれども、補正額12億7,000万

円の増額についてであります。これはどのように活用されるのか、その点お聞かせください。

2点目に、各款におきます人件費事業で、いずれも地域手当が減額になっておりますが、この点について本市の職員労働組合が地域手当算定根拠を求め、国へ情報公開請求をされた結果、地域手当が6パーセントとなり、この補正予算に反映されているものと認識いたしますが、この点、お聞かせください。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 地域手当のご質問に対してご答弁申し上げます。

委員ご説明いただきましたように、当初予算につきましては、10パーセントで予算を組んでおりましたが、3月に労働組合の方と一定の協議の結果、妥結を得まして6パーセントということで国に準拠するような形で決定をしたと。今回の補正で6パーセントに変更させていただき、その分を減を計上させていただいているという運びでございます。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、私の方からたばこ税の増額の活用ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

企業誘致条例によります。市たばこ税の増収分12億7,000万円から奨励金3億円を差し引きまして残額9億7,000万円と、今回、地域手当導入に伴います人件費の削減分1億8,700万円の11億5,700万円に繰越金等を加えまして11億6,100万円を総合福祉会館再整備基金からの借入金10億円と、公共施設整備基金からの借入金の一部を償還するために償還金として今回計上をさせていただいております。

当面、本市の財政状況は平成8年度から9年間連続で経常収支比率が100パー

セントを超えて、経常的な経費を経常的な収入で賄えないという異常な状態が続いております。以前、公表させていただいておりますように、団塊の世代の大量退職が終結する23年度には経常収支の均衡が達成できるのではないかという見込みを公表させていただいておりますけれども、今般、企業誘致条例の増収等もございまして、また新たに大型プロジェクトの方も事業確定をしておりますものがございまして、そういった部分を含めまして、今後の財政運営を検討してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 1点目の市たばこ税についてでございますけれども、これは要望としておきたいことではありますが、この財源をぜひ小中学校、あるいは園の全教室に冷房設備を設置する等、早急に子どもの教育環境を改善するために使用していただけることを強く要望としておきます。これは多くの保護者の皆さまからの要望でありますので、どうか検討していただけるようよろしくお願いいたします。

2点目の地域手当の減額についてでございますけれども、職員の皆さんが摂津市の財政状況をよく理解し、納得されて、この地域手当の導入に合意されたものと判断いたしますが、やはりこの件によって一番気になりますのは、職員の皆さんの中にはやる気をなくしてしまっておられる方もいらっしゃるかなと思うんです。その点、対応策といいますか、どのように考えておられるか。この点、お聞かせください。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 委員ご指摘のように給料というのが、ある1つの職員のやる気を引き起こすということは言えると思っておりますけれども、やはりお給料の面だけじゃ

なく、人事といたしましては、人材育成計画にも書いていますように、職員の評価をきっちりやっていき、昇格、異動等々でそういうような人事制度をより一層確立をして職員のやる気を引き出していくというようなことで、トータルで職員のやる気を考えていきたいと。やる気が出るような人事施策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 わかりました。どうか、やる気、元気、本気ですばらしい優秀な新たな人材が来てくれるような自治体の構築を目指して、頑張ってくださいませようよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。三宅委員。

○三宅委員 私の方から2点補正予算について質問させていただきます。

まず1点目は、市たばこ税の件になるんですけども、こうした今回12億7,000万円ということで補正が上がっておりますけれども、これは企業誘致条例に基づいて先方企業の予算、これに基づいて算出されたものと考えますが、もしこの額を下回るような可能性、先方企業が予算の修正を行うような事態に至る可能性が感じられた場合、対処の方法というのは考えておられますでしょうか。

2点目につきましては、やはり同じく地域手当の件になるんですけども、やはり財務体力的には決して低いわけではない我が摂津市であります。大企業と言われる企業の工場も何件かございまして、本市が6パーセントという数値に設定されたのは、やはり国の算定に疑問を抱くところでもありますけれども、労働組合のみならず、市の当局としてこの数値の根拠を明らかにしてほしいと国に今後とも

求めていくべきではないかと考えますが、以上2点についてお答えをいただきたく思います。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、たばこ税の増収見込みが額を下回る可能性とその対処の方法ということでお答えさせていただきます。

たばこ税の積算につきましては、先般開かれました企業誘致条例の資格審査委員会に提出された資料に基づいて市民税課の方で計算をいたしております。あくまでもその額というのはそちらの方に提出された資料に基づいて積算はされているわけでございます。もし事業計画を下回るということになれば、税収額は下回るという可能性もございますが、その場合は償還金の方が今、先ほど申し上げました11億6,100万円の償還金を計上しておりますけれども、そちらの方が償還できないということになります。償還金ですので、特に執行上は最も影響が低いのではないかと考えております。

そういう意味で、償還金というのが最もふさわしいのではないかと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 地域手当の6パーセントの基準を市としても国に開示を求めるべきではないかというご質問でございます。地域手当の指定基準につきましては、厚生労働省が調査をいたした賃金構造基本統計調査という調査がございます。この調査に基づき人事院が作成いたしました10年間、平成6年から15年の平均の賃金指数を95として各市の状況を調べたと。本市6パーセントの支給割合でございますので、その支給6パーセントの当該賃金指数は99.5以上103.0未満という賃金指数の間に入っております。

ます。こういうことで、一定人事院勧告としては、そういうことの基準を示している。ただ、詳細については我々も存じていないということがございますので、本市といたしましても人事といたしましても、市長会を通じて国府要望がございまして、そちらの方に一応摂津市として北摂ブロックの方に、そういう情報を提供していただきたいというようなことで要望をしていきたいと考えております。

○山本善信委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、たばこ税の分に関しまして、もし計画より下回った場合というお問い合わせがあったと思うんです。財政課長が答えたとおりにんですが、あと1点、1つ言えることは、あと9月の補正、12月の補正、3月の補正と3回機会がございまして、例年、今まででいきますと3月のときに、歳入の増や、あるいは不用額が出てまいります。そのときに初めて最終的な調整を行いたいということを考えておまして、そのまま償還金が減になるのか。あるいはその償還ができ、あるいは他の不用額で調整できるのか。その時点になってみないとわからないというのが現状でございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 まず、地域手当の方なんですけれども、市長会等を通じて国の方に要望を続けていくということでございました。やはり根拠等が明確にならない基準に従うというのはどうにも納得がいきがたいというのがあろうかと思っておりますので、今後ともその努力を続けていただくように要望申し上げておきます。

次に、たばこ税ですが、一応ただいま部長の方から9月と12月と3月の補正で、また調整等が行われることがあろうというご答弁でございましたが、恐らく

事業の**事業主さん**にしたら、ひと月ごと程度で業務報告等を作成されると思うんですけども、これをひと月ごとにチェックするという体制は考えておられますでしょうか。

○山本善信委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それぞれ、事業所からの一応計画に基づいて12億7,000万、それから60億の買受額の100分の5ということで3億円計上させていただきました。実は4月分として5月末に既に納入をされております。金額でいきますと6,100万円ほど通常のベース以上に、6,100万ほどは5月收入増になっております。向こうは60億円のいわゆる買受額ということですので、それに応じた形で1年間通じて、どういう配分になるかわかりませんが、向こうの方から納入されるのであらうと思っております。

ただ、奨励金の支出の分については民生**常任委員会**の所管になっておりますので、答弁は控えさせていただきますが、それぞれ業者さんがJT、たばこ産業の方に納入される数字がありますので、その数字の提出をもって納税額の確認ができると思っております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 わかりました。今、現状、適切に対応がなされているということで理解いたします。今後ともそのような体制は続いてとっていただけるように、市としても注視していただきますよう、要望申し上げて質問を終わらせていただきます。

○山本善信委員長 ほかありませんか。

野口委員。

○野口委員 私もたばこ税の問題と人件費問題、2つの質問をさせていただきますと思います。最初に、今、論議された、

たばこ税の問題です。3月の議会に記憶にあるかと思うんですけども、条例が全会一致で可決をされて、大体このぐらいの金額が今年、納入になるということでありました。

実際に、補正予算として今回計上されることになったわけでありまして、その使い道についていろいろご意見もありますように、ただ単に財政状況を少し立て直していくために使うのは当然であるけれども、それだけではなくて、今の市民生活に思いを馳せて、それを緊急的に支える意味で活用できないかという問題をこの間、提案、提起をしてきました。後から論議をしたいと思いますんですが、まずたばこ税の問題については、この金額の根拠について、12億7,000万円の根拠について、1つは示していただきたいと。

2つ目は、審査会が行われてきています。その結果、JTRが決定されたんですけども、この審査会の論議状況というのは会議録はできれば、担当所管の委員会ですから各委員に配付をお願いしたいと思いますんですけども、その点、委員長の方で取り計らいをまずお願いしておきたいと思えます。どういう審議がされたのかということもちょっと聞かせていただきたいと思えます。

3つ目、冒頭申し上げた活用方法であります。最初に市民生活を支えるということについて、地方自治体の基本的立場、これは地方自治法でも住民の福祉の増進であるということをしきりと、若干悪くなっている地方自治法のもとでも、市民の暮らしを守ることが第一の仕事なんだということを**明記**されております。特にこの間、政治状況のもとで社会的格差がどんどん広がって、小泉内閣が間もなく終わりますけれども、今の政治のもとに

どんどん国民負担増が押しつけられると。

その中で一番直近の話題では、税制改悪による住民税の納付書が各家庭に郵送されて、市民的な大きな怒りが改めて広がっているわけです。担当に聞きますと、5月31日に発送して6月1日に各家庭にも届くと。6月1日の午後から13日までの8日半で505件の問い合わせがあったということなんです。

ご承知のとおり、平成18、17の税制改悪によって定率減税の半減、65歳以上の非課税措置の段階的廃止、3年後には全廃になるわけでありませうけども。老年者控除の廃止、年金控除の20万円の減と、この4つの税制改正によって、これまで65歳以上の方で非課税であった方でもたくさんの方が課税になると。中には10倍とか20倍とか、これが課税世帯になりますから、介護保険料だとか、国民健康保険料も負担増ということがかかわってきます。そういうことから、いろんな負担増について、特に今回はこの住民税の通知について、そういう状態になっていると。いわゆる市民の方々は悲鳴を上げています。確かに活用についてご説明があった、将来的に考えた場合、今の財政をきちんとすることが、そのことから市民に貢献できるんだというアクセス、その接近の仕方も当然あるかと思うんですけども、2年ほど前には、このたばこ税が入ってくる問題について、それはないということで、いろんな財政局含めて部長会でも、近い将来、退職債も含めて、どういう財政措置を行っていくのかという点で、いろいろ思案をされてきたと思うんです。

その中で、企業戦略の1つとして企業が参入したと、それによって不交付団体ですから、丸々12億7,000万の金が摂津に入ってくるようになったと。国

民の生活はそういう状況だという点では、やはり財政を立て直すために全部使うことではなくて、少なくとも今の国民、市民生活の実態に寄り添って、それを支えるために使うということが論議されなかったかどうか。ちょっと確認も含めて、この意見についてどうなのか、答えを求めておきたいと思います。

2つ目は、人件費の問題です。今回、いろいろ国のガイドラインによって、6パーセントで妥結をしたということで、減額の補正が組まれているわけでありませうけれども。まず、お尋ねしたいのは、今は6月でありますけども、国のガイドラインの中で5級地6パーセントの地域手当として示された自治体で、大阪府下10市あるんですね。こういう自治体や近隣各市がどういう妥結になっているのか。これらのつかんでいる分で結構ですから、お示しをいただきたいと思います。

先ほども論議があった全国的にも大阪市役所の厚遇問題から、改めて官に対するいろんなしわ寄せがどんどん押しつけられると。一方で、大きな網としては、市場化テスト法だとか、行政改革推進法の可決だとか含めて、この官から民の大きな網の中で、より肩身が狭い思いになっているわけでありませうけれども。

先ほどお話があったように、きちっと集中改革プランで、アクションプランで職員さんもこれだけ減らしますよということは提示をされておりますけれども、自分たちが毎日仕事をされて、誇りを持ってやる気を出して仕事をするためには、それなりの処遇が必要だと、そういう点で他市と比べてどうなのかということもきちっと見ていただく。その1つの問題として、3月議会にも述べましたけども、管理職手当の見直し、これはきちっとすべきだと思っています。

課長級で今3万3,000円ということとあります。府下の大体の水準では、係長クラスで4万から5万円という話が出ておりますけれども、こういう職員、やる気を出す方策、先ほどご答弁ありましたけれども、具体的に管理職手当の見直しについて、どういうスタンスで今年度見直し作業を進めていくのか。ちょっと確認をしておきたいと思えます。

人件費の3つ目の問題は、これも先ほど紹介もあり、ご答弁もあったわけですけれども、この地域手当について、国が決めたから、いわゆるそれに対して同じ働いているもの**同土**だけでも、行政側としてはその方向で妥結をしていく努力をしたと。結果妥結をしたということで、しかし後から答弁があるだろうと**思****います**けれども、近隣各市の状況だとか、その他の施策の関係で、例えば生活保護では摂津は1級地の1であり最高クラスです。そういうことからしても、国が示した地域手当6パーセントという根拠がなかなか理解できないということが根本にあって、摂津市の公平委員会に5月31日の組合ニュースでは市長に対する措置を取るよう求める300名を超える署名が集まったという記事もありますし、国に対しても先ほどお話があった人事院**総裁**に対する行政文書の開示請求を行うということとあります。

こういう動きの中で、例えば国が示したから摂津市は6パーセントの方針で組合と協議をされてきたということは理解できますけれども、ただ、近隣各市の状態を見たら、これまでの調整手当がいわゆる大阪府下生活圏ということで10パーセントで統一的に行われていましたけれども、当面10パーセントでして、時限立法でいろんなことを整備しながら、6パーセントに近づけていくという対処の仕方

もあったかと思えますけれども、その辺の6パーセントで行政側として臨んだという、その辺の考え方についてどうだったのか、ちょっとあわせてお聞かせいただきたいと。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 それでは、市たばこ税にかかります12億7,000万円の補正予算の積算根拠についてご説明申し上げます。

これにつきましては、摂津市企業誘致条例によります企業誘致にかかります審査委員会で決定されました、たばこ販売業者の事業計画書から平成18年度の買受計画60億円をもとに算出したものでございます。

たばこ税につきましては、本数1,000本当たりに税率を乗じまして算出いたしますので、18年度の買受計画60億円を現行のボックスたばこ280円で本数を割り出したいたしました。本数に直しますと約4億2,800万本となりまして、現行の市たばこ税の税率1,000本当たり2,977円で算出したものでございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 人件費にかかわるところにつきまして、ご答弁申し上げます。

まず1点目の地域手当の近隣の状況、府下の状況ということとありますが、3月現在の資料でございますが、経過措置等々で各市の状況で国の示している基準を上回る、現在10パーセントであれば10パーセントを支給する団体があるようでございますが、基本的にはほぼ全団体が近い将来、経過措置のなくなった段階では国の支給率に合わせていく。

ただ、地域手当の中に、調整手当10パーセントでございましたが、地域手当で12パーセントとか15パーセントと

かいう団体がございますが、その辺の動きにつきましては、ちょっとつかんでいないと。ただ現在はほぼ全体の団体が国の示す支給率に合わせていく**方向**であるというふうに資料としては持っております。

2点目の管理職手当の件でございますが、委員の方からお話がありましたように、府下平均、近隣各市を見ましても係長級で四、五万ということも人事の方もつかんでおります。管理職手当だけを議論しますと、なかなかこの財政状況でございますので、増額についてはなかなか前に進めないということはございますので、給与の格づけ等々の全体の中で、人事としては研究をしていきたいと考えております。

地域手当をなぜ国に準拠して6パーセントということでございますが、やはり過去からの摂津市の動きの中で、人事院勧告に従いまして、いろんなことを決定してきているということもございます。6パーセントということを示され、やはり人事院勧告のところの準拠をしていくということが一定の市の方針として決定をなされたということでございます。

ただ、3月まで管理職については3パーセントカット、一般の職員については2パーセントカットというカット分がございましたが、4月以降はその分を戻すような形で妥結もしておるということで、**給与**全体として決定していったということでご理解をいただきたいと思っております。

○山本善信委員長 地域手当の近隣の状況について、もう少し詳しくお答えできませんか。山本課長。

○山本人事課長 そうしたら、北摂でございますが、豊中は10パーセント、池田10パーセント、箕面10パーセント、吹田市につきましては、国基準が12パー

セントで、経過措置としまして当分の間、10パーセント、高槻が10パーセント、当面10パーセントということで資料としてはちょうどいしています。ただ国の支給率でいきますと、その中で箕面市は12パーセントであるが10パーセント、高槻市も12パーセントであるが10パーセントというような状況でございます。
○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、私の方からたばこ税の活用ということで、ご答弁させていただきたいと思っております。まず、野口委員ご指摘のように、このような不透明な状況下で市民生活を支えるということは行政にとって大変大事なことでありと認識をいたしております。

そこでたばこ税という見込みになかった歳入につきましては、16年度から18年度三位一体の改革で地方の歳入が大幅に減少させられております。今後とも、地方財政計画でも地方財政の規模を今以上に縮小するということが計画されているようでございます。

持続性のある発展と継続性のある市民サービスを提供するためには、先ほど申し上げましたように、23年度の**収支**均衡を目標に今後ともたゆまず、行財政改革を推進し、経常経費の圧縮を図っていかねばならないと考えております。

先ほど、三宅委員からもご指摘ございましたように、たばこ税の増収分については不確定要素もございますので、まずは基金借入金の償還に充て、状況を見て今後検討をしてみたいと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 先ほどの中で、府下6パーセントのところ、摂津と同様6パーセントで各市どうしているかということでございますが、同様の3月の資料で各

市の予定でございますが、6パーセントを示された団体は当面の経過措置はございますが、**将来的**にはすべて6パーセントの方向で検討しているということで聞いております。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 それでは、5月12日に開かれました企業誘致奨励措置適用資格審査会の議事録の公開ということのお問いについてご答弁申し上げます。

この会議を行うに当たりまして、本市の会議の公開に関する指針に基づき出席議員の中で、本会議を公開するか**否か**を決定をいただいております。その内容としては、会議を非公開とするとなっております。

理由としましては、本市の情報公開条例第6条第6項の内容に従いまして、調査、審議等に関する情報でありますので、公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるということが、その可能性があるということで、委員により委員会の中で、このような決定をされたものでございます。

○山本善信委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 たばこ税の活用方法について、補足答弁をさせていただきたいと思っております。

今まで本市の財政状況、ご承知のように非常に厳しいものとなっております。財政指数のうち、特に経常収支比率をもっていろいろ説明をさせていただいております。平成8年度決算から連続9年間100パーセントを超えている状況が続いております。このことは経常経費を賄うために、経常的に収入される主に市税が不足しているということを物語っておりますが、その不足額を基金の取り崩しや基金の借り入れ的繰り入れで、一応しの

いできているのが現状でございます。

それで、また臨時的経費に代表されま

す建設事業費の抑制も図ってまいっております。平成16年の数値なんです

が、人口1人当たりの普通建設事業費では、本市7,863円、これは藤井寺市と同額で府下最低の金額でございます。

ちなみに最高額は茨木で4万7,941円、都市の平均は2万5,296円ということで、相当低いレベルに抑えてきております。

財政方といたしましては、基本的には経常収支比率の改善は行革によりまして、固定経費を削減するべきであると考えております。

今回のように、たばこ税の増収分、これは一時的な収入というふうに見えてお

りまして、経常経費の増加をもたらす**支出**は将来禍根を残すことにもなってしまいます。今回のたばこ税の増収に関する**措置**は、条例にいきますと**奨励措置**については5年間という限定がありますので、6年目以降は企業の定着が**保障**されたものでも何でもございません。将来、財政バランスが崩れることのないように、やはり限定的に考えるべきであると思っております。

今回、補正の38ページに掲げておりますように、公共施設整備基金借入金で1億6,100万円、それから総合福祉会館**再**整備基金で10億円を返済しております。今まで基金からの借り入れは24億2,100万円でございますので、残り半分ぐらいがまだ未償還というふうになっております。

今回、この基金の方に償還させていただいたのは、財政調整を図るために**総計**予算主義の原則から、収入と支出は同額であります。今回のように多額な収入が予定される場合については、他の歳入を

削減するのか。あるいは歳出をふやすのか、2つの方法が考えられます。1つは当初予算で財政調整基金5億4,851万2,000円と減債基金9億円の取り崩しが予定されております。この取り崩し額を減額するのか、あるいは現に補正予算で上げていますように、借入金の償還をするのか。2つの選択肢がありました。結果的には基金の借り入れの分を償還することに決めました。

その1つの理由としては、まず1つは南千里丘構想が基本合意に至り、今後コミュニティプラザ構想の現実化によって、福祉会館再整備基金からの借入金を清算しておく必要がある。

2点目には、公共施設整備基金の借入金も一部であります。清算することができ、今後の歳出に対応できるのではありませんか。

それから、3つ目は基金は廃止しない限り、借入金の清算は必ずしなければならないということで、歳入超過のときにはこういうことが可能であろうと思っております。

それから、今後の収支不足のときには、またぞろ借り入れ的繰り入れの手法なりをとることができるというような理由で選択させていただいたものでございます。

今後につきましては、それぞれ各課の要求に基づきまして、財政再建と市民サービス向上の全体的なバランスの感覚の中で予算査定もし、執行もしていきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 たばこ税に関する問題で、2回目の質問をさせていただきます。

積算根拠についてはわかりました。今、業者資格決定の審査会の公開問題ですけども、今日の時点でそういうご判断をされるという、確かに審査会に参加される

委員の皆さんの条例を基本にした判断の仕方があるかもわからないけども、結果として3億円の金が民間企業に動いていくわけで、そういう問題の性格からしても、いわゆる公開できないというご判断に至った状態がなかなか理解できないと。

滋賀県の竜王町でも公開されて、一応公になっているわけです。そこでいろいろJTRの社長も出てこられて、いろんな話もされているわけです。いろんな角度からのご質問もあつたりして、答えると。そういうことをリアルにわかりながら、業者の決定を行っている。

これは、審査会の構成メンバーを見ますと、そういう非公開にしなければならないというメンバーではないと思うんです、メンバー的にも。

例えば、大阪人間科学大学の教授の方、弁護士の方、商工会の代表の方、住民代表、それと行政側から助役、生活環境部長、総務部長、市長公室長です。ここに書いていますけれども、今日の状態でこういう問題について公開できないというのが、今の説明わかりません。

例えば、公開できないとおっしゃったから、例えば情報公開条例で僕らが請求したとしても、できないわけですよ。そうなりますわな。企業が入ってきて、それに絡む話でありますから、条例上は5年間ということを出ていますが、企業の考え方によって軋轢も生じてくると。確かに田尻町でもそうでありますし、竜王町でもそうであります。いろんな行政側と進出した企業の間でいろんなことも問題も発生しているわけで、そういうことも内々で事を処理するのではなくて、やっぱり少なくとも所管の委員会の方にはこういう問題についてきちっと報告もするという視点で、情報を公開するという立場をとるべきだと思いますけども、

その辺どうでしょうか。改めて**確認**をしておきたいと思います。

もう一つの問題は、活用方法であります。いろいろ説明がありました。残念なのは、部長の方から禍根を残すという言葉を使われました。これは大変残念でありますけども。ずっと経常的に5年間しか来ないお金を活用して云々するという施策展開をするということを単純に言っているわけではないわけです。今の国民なり市民の実態を見ますと、そういう悠長なお金をおっしゃっている対応の仕方、なかなか暮らしをまともに維持できない状態も一方であるわけです。

3月議会でも、格差の問題についてはいろいろ数字を示しました。その中で改めて幾つかまず申し上げて理解を求めているとおっしゃるんですが、関係の学者の方では格差の中で一番問題なのは、許されない格差です。そういう言い方を、いわゆる国が毎年4月に公表しているセーフティネットとしての生活保護基準、これ以下の方がどれだけ日本の国内でふえているのかと、容認できない格差ということ、これを放置してはあかんと。いろんなそのほかの問題で数字がありますが、こういうとらえ方をこの学者の方はされています。

その中で生活保護と申しますと、3月議会で申し上げましたけども、昨年9月時点で、その前年度の9月に比べて大阪府下の自治体で生活保護**受給**者の伸び率は府下トップなんです。全体の受けている**受給**者の率はそんなに多くはありませんけれども、それだけこの1年間で摂津でも容認できない格差の層に位置する方々がふえているのだということを1つきちっと受けとめていただきたいと思います。

先ほど申し上げた6月になっての住民

税の通知ですけれども、担当に聞きますと、いわゆる前年度非課税の方、65歳以上でありますけども、それが今年度どうかと申しますと、平成17年度の65歳以上の納税者は2,521人なんです。それに対して、今年度、昨年非課税から課税になった65歳の方が1,247人と、いわゆる高齢者は悲鳴を上げているわけです。はっきり言って。

ある数字では、全国的には65歳以上で見ますと、生活保護基準以下が4.4パーセントという数字が政府の統計を分析したら、そういう数字が出ておりますし、そういうこともきちっと受けとめていただきたいと思います。

例えば、政策判断で、昔、財政状況の違いも当然ありますけども、今回専決処分された国民健康保険会計の繰上充用、2億7,600万、これも例えば後年度に国保会計、国保加入者も保険料との絡みもありますから、これに今年度は活用するという政策判断も検討課題にあっても僕はいいことだと思いますし、またお金の使い道で申しますと、この前ちょうど公園の遊具の問題で、いろいろと改めて実態がわかったんですけども、公園にかかる維持管理で、修繕費が大体225万円、いわゆる公園の20年前後では大体遊具を修繕して活用すると。遊具取りかえ、30年以上たっておれば当然遊具を取りかえるということで、これも225万円と、ただ数年前、高槻の遊具で事件がありましたので、取りかえ費用は若干100万、200万円単位で、この数年間ふえておりますけども。

これも職員さんが毎日数か所回って点検をすると。3か月で大体1クールするわけです。その中で、市全体の平年だと大体450万から500万円の公園の維持管理にやっているということなんです。

いろいろ道路の維持補修だとか、いろんな生活をする中で、今一遍にした方がよくても予算の関係で年次計画で対応せざるを得ないということも当然ありますけれども、そんなにお金を、財政を投入しないでも、1年、2年ですべてその分野対応できると。当然数年後にまたその関係分野でも対応が求められますけども、そういういろんな問題を見て、5年間の限定的な財政であっても、なぜそこに検討するということになるのかということ、大変残念なんです。

確かに3つの理由は述べられましたけども、そうしたらこれまでも指摘しましたように、南千里丘開発で行政が言う、夢をかなう、顔をつくる。そのためにたばこ税を、そのもとになる活用する福祉会館のお金をもとどおりにちゃんとしておくというためにこのお金を使うのか。それは検討するけども、市民の生活はどうなのかということになります。

だから、そういう点では、いろいろ5年間経過等関係する施策に活用するかどうかはそれはいろいろあるかもわかりませんが、少なくとも2年前には考えられなかった、このお金が入ってきたわけですから、なぜそういう活用をしないのかと、率直に市民の方々も思っているわけです。ぜひこれに答えていただきたいと思いますけども。助役どうでしょうか。

人件費の問題です。説明がわかったようなわからないような感じで大変申しわけないですが、そういう感じがしました。1回目の質問で、いろいろ国の準拠がありますので、示した数字で、いわゆる経過措置があったとしてもそれでいくんだという話でありました。

経過措置については、吹田と高槻ですか。出されましたけれども、茨木市では

答弁なかった、紹介ありませんでしたけども、話では近隣の方で例えば島本町があります。ここは10パーセントと聞いているんです。なぜ摂津が6パーセント、島本が10パーセントなのかという行政同士の比較じゃなくて、判断です。だから例えば国が島本10パーセントで多分数字は示していないと思うんです。僕は資料ないからわかりませんが。そうすれば、島本町は10パーセントで妥結をしたわけです。島本は、ここに紹介の中には、数字がありません。大阪府下で町と言える熊取町とか、田尻町、太子町は3パーセントに入っています。

島本町は紹介がないと思うんですけども。しかし10パーセントで妥結をしたと。摂津は6パーセントでしたという、これの行政側の判断です。それを聞いているわけです。これから、退職債とか、いろんな行政側としての今後の財政運営の中で、起債の関係とか、国との関係で財政運営上、国からのペナルティを受けるような余分な材料を残さないという考えもあろうかと思うんですけども、そうではなくて最初申し上げた、そういう職員の方々のやる気の問題もありますし、確かに1、2級の等級の方の給料3パーセント、3から7等級が2パーセントカットを復元しましたけども、そういう確認は認めますけども、ただ全体として職員の方々が本当に今の中でやる気を持って仕事ができるのかと。できなければ結局市民の方々にそのことが大きな影響を与えるわけですから。

だから、当初、平成6年にSup 30が出発して、市民満足とか職員満足とかいろいろ言葉が飛び交いましたけれども、最終的には市民満足と、自治体としての1番の仕事である住民の暮らしを守ると。以前、ある組合の委員長が市民の方々の

笑顔が広がるとか、喜びとする職員組合をつくろうという話をされているのを聞いておりますけども、そういう方向を考えた場合、頑張っていける土台の職員さんがやる気が出なければ、そのことは達成できないわけで、市役所は以前にも申し上げましたけども、市民に役立つところですから、そのためにまず職員がそういう環境にならなければならない。そういうことからしても、その管理職手当の見直しも含めて全体的なそのための方策をきちっと位置づけて、見直ししていただきたいと。

先ほど申し上げた島本町の例も出しましたけども、その考え方ですね。もう一つ確認しておきたいと。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 6パーセントの妥結がどうなったかということなんですけども、とりあえずまず最初に言うておきたいのは、今回、以前は調整手当というのは国の賃金がどこへ行っても一律であるというところから、調整手当というのは、それぞれの地域の物価によって高い、低いということで本給にプラスされていたわけでございます。今回の地域手当といえますのは、その地域の賃金にどれだけの差があるか、高い、低いかということで、その率を決めたというのが人事院の勧告ということでございます。

そういう意味で言いますと、賃金の調査が行われた過去3年の分で判断しておりますので、そのこと自体については問題はないと思っております。ただ、賃金で各地の手当をつけること自体がいいのか悪いのかということについては、いろいろ問題がありますので、そのことにつきましても、国の方へもいろいろな形で見直しの要望はしていきたいと思っております。

それで、今回その6パーセントをなつた市が10パーセントで妥結したところもあれば、摂津のように6パーセントで妥結したというところもございます。これはそれぞれの市で今まで独自でカットしてきたとか、カットしてないところもありますし、いろんな状況があります。委員おっしゃったように、そのペナルティの話もでございます。ただ、摂津市、市として組合と協議する中で、組合の方も今までカットしてきたけれども、それもやめて、そのかわり手当も6パーセントに落としましょうという話の中で、そういう形でやれば、ペナルティの話も出てこないということもありますし、それは市独自として、そういう形で判断してさせていただいたということでございます。

他の市が10パーセント継続でやっている、やっていないというのはそれぞれの市の状況がございまして、そこまでうちの方では把握はいたしておりません。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 細かい点については先ほど答弁をしたとおりでございますが、行政側の判断ということでございまして、なるほど地域手当そのものをとらえれば6パーセントということで妥結をしたわけですが、これは年末、あるいは年度を越えて市の職員の賃金、総体の交渉でございまして、地域手当だけではなしに、いろんな要素もございまして、それぞれ話をする中で、各市それぞれのご判断で行われたことありまして、なるほど経過措置を設けて12パーセントの地域手当であれば当分の間、10パーセントでいくとか、あるいは3パーセントの地域手当であっても当分10パーセントで行くとか、それぞれ各市事情がございまして、それぞれ決めておられますが、最終的には国の示している地域手当6パーセント

であれば6パーセント、3パーセントであれば3パーセントに皆、それに向けてそれぞれ話、今後もされていくだろうと考えております。

それと、もう一点でございますが、管理職手当の見直しというお話がございますが、なるほど管理職手当についてはおっしゃったとおりでございます、府下的には非常に低い数字でございます。

ただ、本市の場合に抱えている、もう一つの問題といたしましては、特別職の報酬等をこの間、10数年見直しておりません。ですから一般職員の管理職手当を上げますと、特別職と一般職との間というのは、物すごく、これは管理職手当を何ぼにするかによって変わりますが、非常に差が少なくなってくると、そうしますと、勢い特別職等の報酬等の見直しというのが浮上してまいりますので、それらのことも踏まえて、管理職手当等は本市の財政状況、あるいは市民感情等も含めて考えていかなければならないというふうに考えております。

それともう一つ、職員のやる気の問題でございますが、なるほど地域手当については、公平委員会に組合の方からの申し立てもありますし、また国の方に情報公開を求めているというのはよくわかります。ただ、組合の方の情報公開の請求等を見ておきますと、6パーセントが低いというのではなしに、6パーセントの根拠がわからないということで、その根拠を示してほしいということでございまして、この根拠について、我々も人事院の勧告でつぶさに市がなぜ、本市が6パーセントになったかということについては定かではなく、我々もわからないということでございまして、決してその6パーセントが間違っているというふうに我々考えておりません。組合側は6パーセント

が低いと思っているかも知れませんが、我々としてはその6パーセントが低いという根拠みたいなものを持ち合わせておりませんので、6パーセントが低いというようなコメントはできないと思っております。

○山本善信委員長 審査会の件で、有山参事。

○有山市長公室参事 審査会の方で公開しないことについて、野口委員の方が納得がいけないということでございますが、手続上、委員会の判断として決定されたことでございます。

○山本善信委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、たばこ税の活用について再度ご答弁申し上げます。先ほど答弁の中で、建設事業費、人口1人当たりの分をご紹介させていただきました。これで言いたいのは、それぞれ健全化のために、収支均衡のために建設事業費をかなり抑制をしてきたということと言いたかったために紹介させていただきました。それで、先ほどご指摘ありましたように、公園の遊具とか、あるいはそのみならず、道路の維持補修等については、かなり無理をして抑制をしてきております。その弊害はそろそろ出てきているのではないかというふうには認識をしております。

それで、もう一つは、財政の健全化の部分について、経常収支比率を今までずっと説明をさせてきてもらっています。その経常収支比率を100以下に下げするためには、いわゆる歳入を上げるのか、あるいは歳出を落とすのか、あるいはその両方するのかということになるかと思えます。

それで、我々いたしましては、行革によりまして、固定経費を削減して100パーセントを切りたいと思っております。

すが、これとてもそうたやすくできるものではございません。それと、先ほどの分ではばこ税が5年間、ある程度収入を見込むことができます。ただし、これを先ほど言いましたように、固定経費にそれを財源を充てますと、6年目以降からはもし歳入が断たれたときには、固定経費の歳出だけが残ってしまう。歳入が減ってしまう。そのときにまたぞろ経常収支比率が悪化するという意味で、それぞれこの仮に10億円としますと、5年間で50億円、その財源についてはやはり財政再建のための1つの財源として、あるいは市民サービス向上のために、いかに事業ができるのか。この両面をやはり考えて運用をしていかないと、やはり禍根を残すという意味でそういう答弁をさせていただきます。

○山本善信委員長 野口委員、先ほど活用方法云々の話は政策全体の話になりますので、その辺議論広がり過ぎますので、その辺を留意して質問続けてください。

野口委員。

○野口委員 審査会の問題ですけども、けしからん話だということだけ言うときます。

活用方法の問題ですけども、その両面を考えたとおっしゃっているのだけでも、結局その3点の説明、活用についてお話がありました。そこには、私どもの立場としてはいろんな市民生活の実態について紹介もし、本来の自治体としての仕事は何なのかという立場からも論議をしてきました。

今、アクションプランの分析も個人的にやっていますけども、なかなかそこにはそれだけ職員さんが日々仕事をされて、その中でいろんな分野の仕事があるんですけども、今の市民生活がどういう実態なのかということをしちんと分析するとか、

いわゆる市民生活支援課とか、そういう守るという立場での庁内の意識が余りにも少ないと。そういうことを感じるわけです。確かに経常収支の関係で、当然歳入歳出、経常収支の計算される部分の問題もあろうかと思えますし。

しかし一方では、この臨時部長会の資料を見ますと、扎扎实り昨年8月に平成16年度の決算後を受けて示した資料の中に、いわゆる企業誘致にかかる増収額、48億5,000万という数字が紹介されて、それからこのとき立てた平成21年までの歳入不足、試算値ですけども、ここで財源不足額を差し引いて、企業誘致から集中改革プランにおける財源不足だとか、基金からの20億2,100万円までの借入れを返すとか、ここで企業誘致の金額を全部使おうとしておる。それでも、これだけ足りませんよという財政のための財政なんです、はっきり言って。

ここに何で市民の生活を守るために、今は検討できないけど、ちょっとこれだけ置いておいて、検討しますよと。そのために少しこっこの予算項目に置いておきますよという、そういう活用の仕方がなぜできないのか。そうしなければ、部分的だったとしても市民の共感を得られる行政は展開できませんよ。そのことを強く申し上げておきます。答弁結構です。

人件費の問題であります。重なりますので、くどくど申し上げませんが、とりあえず、いろんな地方自治体をめぐる国のいろんな地方自治体に対する押しつけの分野も、全面的に行おうとしている中で、もっとも身近な自治体でありますから、その職員さんがきちっと満足できる仕事ができるように、そのことによって市民の方に喜んでいただけるという方向へ向けて、何が改善すべき点かという角

度から、これを多分検討されたと思えますけれども、今後とも一層の見直しをしていただくようお願いしておきたいと思えます。

（「議事進行」と三好委員が呼ぶ。）

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 議事進行の中では、今のやりとりの中で、人件費にかかわる地域手当について、人事院勧告が決定されて、そして格差が生じている中で、摂津市は、市の格が低いという烙印を押されたということを感じております。

東京のある区では、その区長が腹立たしさに、国に申し入れをしたと。先ほどのやりとりを聞いていますと、市長会を通じて申し入れするとか、中岡次長からは、いろんな手段を講じて申し入れをするとかいうご議論もありましたが、私は行政として6パーセントという根拠がない、それこそ市の格が低いと烙印を押されたような考えをいたして仕方ありません。

だから、この際、当局に対してこの数値に対する考え方、今後の動きについて、毅然とした態度で示していただくことを、この議事進行の中で確認をしておきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 議事進行の形で意見を言われておるわけで、先ほど野口委員のご質問等でも若干ニュアンス的にはそういったことがあったろうかと思えますので、あえてその点について、補足的に理事者側の答弁を求めておきたいと思えます。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 地域手当の件でございますが、国の人事院が地域手当の算出した根拠というのが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査ということで、この

平成6年から平成15年の10年間を調べて、それに基づいて**級地**を決めてきた。本市の場合が、当該賃金指数ということで、出されておりました、99.5以上、103未満が6パーセントというような、それぞれ3パーセントの根拠、10パーセントの根拠、12パーセントの根拠ということで、当該賃金指数というのが出されておりました、それに基づいて決定をした。国の方へ組合の方が情報公開を求めているのが、この賃金**構造**基本統計調査がどんなものか。どういうのが摂津市の企業が対象になったのか。何社を対象にしてどう決めたのかということをお尋ねしております、本市の方も、この賃金構造基本統計調査の中身をわからないと、この6パーセントが間違っていますよとか、適当ではないというようなことが論拠として言えない状況であります。

例えば国の方へ行きますと、摂津市さん、その根拠が間違っているという証拠を示してほしいという、我々この賃金構造基本統計調査というのは持ち合わせておりませんから、それを組合の方も開示請求をしておりますが、その開示請求で、その調査が国の方から開示されましたら、調べてわかると思うんですが、恐らく今のやりとりを聞いておられますと、なかなか国はそれぞれ企業の調査ですので、企業の個人情報関係ですから、開示はできないというふうな形で、拒否をするのではないかとお尋ねしております、そういう公開がなされた中で我々は論じられるのではないかとお尋ねしております。

○山本善信委員長 助役。

○小野助役 公室長が言ったとおりでございますけれども、マスコミも非常に注目しております、今の状況であれば具体的に資料として開示をしてこないのではないかとお尋ねいたします。

そうした場合に、それでおさめられるかどうかという問題、1つまた別の時点でこれは市としても考えなければならぬと思っております。

今、公室長、申し上げたように、開示をした場合、一定の中身で議論ができたとしても、その開示をしない、資料がない、出せないとなったときに、市はそれですとするかどうかと、これはそうはならないのではないかとというのは、私個人が今思っております。

この時期、各委員が言われた中身、開示はされない場合、市としては何をどうするかということは、もう一度議会とも十分ご協議した上で、一定の考え方をもって取り組みをしたいと考えているところでございます。

○山本善信委員長 奥村総務部長、補足的に何かご答弁ありますか。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、答弁は結構ですとおっしゃられたんですが、あえて補足をさせていただきたいと思えます。

それぞれ財政課の方では毎年、決算を打ってから8月に中期の財政見通しを立てております。ここで、それぞれ基金を使いながら収支見込でたしか21年度までは出したと思えます。

それには、このたばこ税は入っておりません。それで、もう一つ歳出の方に例えば南千里丘の事業そのものも入っておりません。いろいろ歳出も、あるいは歳入もその時々によって非常に変わってきております。そういう部分では、また8月には中期の財政見通しを出していきたいと思っております。

ただし、今までの中期の財政見通しの中では、普通建設事業費は5億円を一応計上しております。この5億円も先ほど建設事業費、市民1人当たり紹介させて

いただきましたけれども、ほとんど本当に現状維持、あるいは現状維持もできないような経費でございますので、それら経費をやはりもう少し見直ししないと、建設事業費の抑制の弊害がそろそろ出てくるのではないかとこの危惧は持っております。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第48号及び議案第49号の審査を行います。

本2件につきましても補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第50号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 1点だけ教えていただきたいんですけども、市たばこ税に関しましては、当初予算額、そして今回の補正額と出ておりますけども、この地方税法の改正、7月1日からのたばこの値上げに伴って、予算額に若干反映されると認識いたしますが、どのようにこの点予測されておられるのか、お聞かせください。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 今回のたばこ税の税

率改正によります部分で、予算額にどのように反映されるのかというご質問でございますけれども、今回の改正によります税収見込みでございますが、たばこ値上げによります売り上げ本数の減少と近年の健康志向も相まった状況の中で、大幅な増収にはならないのではないかと見込んでおるところでございます。

前回、平成15年7月の改正時におきましても、値上げの影響等で8月から翌年3月までの申告本数につきましては、約10パーセント程度低下しておりました、今回の改正におきましても、1箱当たり20円から30円の値上げになりますので、8月から翌年3月までの申告本数につきましては、前回と同様に10パーセント程度低下するのではないかと見込んでおります。

このようなことから、今回のたばこ税率の改正によります税収見込みにつきましては、当初予算措置の段階で見込んでおきまして、6億3,900万円という予算計上をさせていただいておるわけでございますけれども、これにつきましては、平成17年度の決算見込額6億3,200万円に対しまして、700万円の増、率にいたしまして1.1パーセントの微増と見込んでおるところでございます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 私の方から1点質問させていただきます。

この条例の附則の4項以降は、恐らく在庫品に係る規定かと認識いたしますが、平成15年にも一度たばこの値上げがございまして、私、以前勤めておりました会社でこれに当たったのでございますが、今回の変更の概略をわかりやすく一言お

教えただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 この在庫品にかかります部分につきましては、たばこ税の手持ち品課税ということに相なっておりまして、まずこの手持ち品課税がなぜ行われるかという理由でございますけれども、地方のたばこ税につきましては、卸売販売業者、また小売販売業者等が売り渡しをしたときに課税になっておりまして、平成18年6月30日までに出荷売り渡しが行われてました、たばこにつきましては、引き上げ前の税率で課税されていることとなります。

したがいまして、手持ち品課税を行いませんと、7月1日現在におきまして引き上げ後の税率で課税されたたばこ引き上げ前の税率で課税されたたばこが流通することになりますので、同一のものに対します税負担の不公平が生じてまいります。手持ち品課税は主に税負担の不公平を解消するために行われるものでございます。

それから概略につきましては、たばこの販売業者等が手持ち品課税の時点、これは18年7月1日の午前0時の段階でございまして、この時点におきまして、3万本以上のたばこを販売のために所持する場合に、その販売業者等に対しまして、その所持するたばこにつきまして、改正によります税率の引き上げ分のたばこ税を課税するというものでございます。

今回、改正につきましては、旧3級品以外につきましては、千本当たりにつき321円の増と。旧3級品につきましては、千本につき152円の増ということになっております。

この3万本の定義でございますけれども、3万本までということで、2万9,

999本までは対象にはならないということになっております。仮に4万本所持された場合がございますと、その4万本のすべてが手持ち品課税の対象となるということでございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ただいまご答弁いただきまして、おおよそ理解いたしました。私、経験則からもそうですけれども、今回の今おっしゃいました3万本以上になるとすべてがかかってくるという点など、若干複雑な点もあろうかと思っておりますので、この辺、小売店とか適切な通知、啓発等をしていただきますよう、税の不公平の解消というこの点からも適切な対処をお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第54号及び議案第55号の審査を行います。

本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第48号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第50号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

総務常任委員長 山 本 善 信

総務常任委員 森 西 正